

令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙臨時啓発業務委託仕様書

1 趣旨

令和8年度執行茨城県議会議員一般選挙について、選挙期日、投票の方法、投票の意義その他必要な事項を選挙人に周知啓発するため、ポスター等の作成・掲示、啓発動画の作成、インターネット広告等の臨時啓発業務を一括して委託する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3 履行場所

茨城県内

4 基本要件

- (1) ポスター、広告等は、できる限り統一デザインのもとで制作し、有権者に投票を訴えるキャッチフレーズを提案の上、使用すること。
- (2) 啓発の対象としては、投票率が低い傾向がある10代から20代の若年層を意識しつつも、幅広い年代に受け入れられるものであること。
- (3) 企画コンセプトが明確であり、視覚・聴覚的に有権者に訴えるものであること。
- (4) 有権者の選挙への関心を喚起し、投票意欲を高めるものであること。
- (5) 選挙の種類、選挙期日、期日前投票の期間、投票の方法、投票の意義その他必要な事項について、有権者に分かりやすく示されているものであること。
- (6) 特定の政党や候補者を連想させず、明るくきれいな選挙をイメージさせるものであること。
- (7) 成果物の著作権は、すべて茨城県（選挙管理委員会）に帰属するものであること。
- (8) この仕様書に示す実施時期、納期、作成部数等は、現時点の見込であり、状況に応じて変更する場合があること。
- (9) 鉄道車内広告や、県内主要駅への広告掲示については、別途実施予定であるため、提案内容からは除くこと。
- (10) 各事業の実施内容が確認できるよう、写真で記録を残すこと。
- (11) 各事業の実施に当たっては、スケジュール、内容等に関して、甲の確認、承認等を得ながら進めること。
- (12) 啓発事業の基本的な実施期間は、選挙期日の告示日（選挙期日の9日前）から選挙期日までであること。

5 啓発事業の内容

別紙による。

6 啓発事業の経費に関すること

受託者は、事業にかかる間接経費（一般管理費等）について、直接事業費合計の15パーセント以内で計上することができる。

別紙

(1) 啓発ポスターの作成・仕分け・配布

ア 仕様	・サイズ、作成枚数（デザインは各 1 種類） - A 2 3,100枚程度 - B 2 3,400枚程度 - B 1 400枚程度 - B 0 120枚程度 - B 3 横 900枚程度 ・用紙 コート紙135kg ・色 フルカラー（片面） ・作成したポスターは、ウの納入場所へ、委託者が指定した部数に仕分・梱包のうえ配布（納入）すること。 ・配布先によっては、別途委託者が指定した送付文（A 4 で 3 枚程度）を添付することがある。
イ 納入期限	委託者が別途指示する。 ※サイズ・配布先毎に、配布（納入）期限が異なる場合がある。
ウ 納入場所	別紙 1 のとおり
エ デザイン	ポスターのデザインは、受託者が行い、委託者の確認を得ることとする。 最低限以下の情報を入れること。 (1) 選挙の名称、投票日、期日前投票の期間 (2) 茨城県選挙管理委員会の名称 (3) 茨城県選挙管理委員会のホームページのQRコード (4) キャッチフレーズ (5) 投票用紙の書き方
オ その他	・ポスターの作成・配布数量は変動する可能性がある。 ・ポスターの残部は、委託者の指示により適宜処分すること。 ・詳細な配布先や仕分・梱包数は、委託者が別途指示する。 ・作成データはPDFとして委託者へ納品すること。

(2) ポスタージャックの実施

ア 実施期間	告示日から投票日まで（約10日間）
イ 実施場所	県内最大 5 か所（(1)で支給したポスター70枚程度使用想定）
ウ 撤去	・掲示したポスターについては、投票日の翌日中に全て撤去すること。 ・撤去したポスターは、受託者が責任をもって処分すること。
エ その他	・掲示の許可手続については、委託者と協議のうえ決定する。 ・掲示箇所については、契約後に調整の上、委託者が指示するものとし、掲示料金は無料の場所を選定する。

(3) 懸垂幕・横断幕の作成・掲示

ア 仕様	別紙2のとおり
イ 掲示期間	告示日から投票日まで（約10日間）
ウ 掲示場所	別紙2－1及び2－2のとおり
エ 撤去	・ 掲示した懸垂幕等については、投票日の翌日中に全て撤去すること。 ・ 撤去した懸垂幕等は、受託者が責任をもって処分すること。
オ その他	・ 掲示の許可手続については、委託者と協議のうえ決定する。 ・ 受託者は、掲示した懸垂幕及び横断幕について、破損等の情報があつた際は、現地を確認し、必要な対応をとること。 ・ 許可が得られないなどの理由により、掲示できない場所があつた場合、対応を委託者と協議のうえ決定すること。

(4) 啓発動画の作成

ア 仕様	・ 最低限以下の情報を入れること。 （1）選挙の名称、投票日、期日前投票の期間 （2）茨城県選挙管理委員会の名称 ・ 選挙の意義について呼びかける内容とすること。 ・ 出演者は、茨城県内の18歳以上の高校生や大学生、茨城県にゆかりのある著名人やキャラクターから、受託者が提案し、委託者の承認を得ること。 ・ 映像には、音声と字幕を入れること。 ・ 出演者や撮影場所・撮影物の使用に関しては受託者が本人、所属事務所、管理者等へあらかじめ連絡を取り、了承を得ること。 ・ 著作権上の問題のある物が映像に映り込まないようにすること。 ・ 一般住民等の撮影は、本人の了承を得た旨を証する書面を徴すること。 ・ 掲載媒体に合わせた形式とすること。
イ 納入媒体	電子データ
ウ 納入期限	委託者が別途指示する。
エ 納入場所	茨城県総務部市町村課

(5) 投票記念証の作成

ア 仕様	・ 作成枚数 914,530枚 ・ 最低限以下の情報を入れること。 （1）選挙の名称 （2）茨城県選挙管理委員会の名称 （3）茨城県選挙管理委員会のホームページのQRコード ・ 親子連れ投票のきっかけにもなりうるデザインにすること。 ・ 作成した投票記念証は、別紙3により仕分け・梱包のうえ納入すること。
イ 納入期限	期日前投票開始の3日前まで
ウ 納入場所	別紙3 ※作成データはPDFとして委託者へ納品
エ 留意事項	デザインは委託者の確認を得たうえで決定すること。

(6) SNS (X、Instagram) による啓発記事の投稿

ア 実施時期	告示日から投票日まで（約10日間）
イ 実施内容	・選挙の啓発に関する内容を毎日2記事以上投稿すること。 ・記事掲載前に、委託者の確認を得ること。 ・写真やイラスト等を効果的に使用すること。 ・(13)におけるイベントに関する投稿をすること。 ・各SNSは、委託者が貸与するアカウントを使用する。
ウ その他	・業務実施中のアカウント及びパスワードの管理は、受託者が責任をもって行うこと。 ・業務終了後は、各アカウント及びパスワードの情報は削除すること。

(7) インターネット広告

ア 実施時期	告示日から投票日まで（約10日間）
イ 実施内容	SNS、検索エンジン、動画共有サイト等のインターネット媒体を活用した広告を実施する。
ウ その他	・広告媒体として、特に若者に対する啓発の効果が高いものを1つ以上選定し、提案すること。 ・配信形態、予算等については、費用対効果を考え、最も効果的と思われる内容を提案すること。 ・動画の掲載が可能な媒体については、必要に応じて(4)で作成した動画を活用すること。

(8) ラジオCMの作成・放送

ア 実施時期	告示日から投票日まで（約10日間）						
イ 放送事業者	株式会社LuckyFM茨城放送						
ウ 実施内容	・60秒スポットCM3本以上、20秒スポットCM3本以上を作成すること。 ・放送（内容）原稿は、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。 ・放送時間帯は、8時から20時までの効果的な啓発が見込まれる時間帯を選定すること。 ※想定時間帯と放送回数 <table><tr><td>60秒スポット Aタイム</td><td>10回</td></tr><tr><td>20秒スポット S Aタイム</td><td>15回</td></tr><tr><td>20秒スポット Aタイム</td><td>39回</td></tr></table> ・内容には、最低でも選挙名、投票日、期日前投票の案内に関することを盛り込むこと。	60秒スポット Aタイム	10回	20秒スポット S Aタイム	15回	20秒スポット Aタイム	39回
60秒スポット Aタイム	10回						
20秒スポット S Aタイム	15回						
20秒スポット Aタイム	39回						
エ その他	放送事業者との連絡調整、契約事務は、受託者が行うこと。						

(9) 「18歳のわたしへ」選挙メッセージ葉書用啓発シールの作成・貼付

ア 仕様	別紙4のとおり
イ 納入期限	委託者が別途指示する。
ウ 納入場所	茨城県総務部市町村課
エ その他	選挙メッセージ葉書は、中学3年生が記載した選挙メッセージ葉書（選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」の巻末葉書）を、3年間保存しておき、選挙時の臨時啓発として本人に宛てて一斉に発送する。本業務は、当該葉書に貼付するシールの作成及び貼付作業を行うものであること。

(10) 広報車用啓発音声データの作成・発送

ア 仕様	別紙5のとおり
イ 納入期限	委託者が別途指示する。
ウ 納入場所	別紙5－3のとおり

(11) 啓発特設ホームページの作成

ア 実施時期	告示日から投票日まで（約10日間）
イ 実施内容	・選挙の啓発を実施するため、特設ホームページを制作し、運用（随時更新）すること。 ・サーバは受託者が準備し、県の公式ホームページ等にリンクして運用することとする。サーバは、セキュリティ及び回線強度の観点から本事業に適切なものを提案し、委託者の承認を得て決定すること。 ・県ドメイン（pref.ibaraki.jp）のサブドメインを取得して運用すること。 ・特設ホームページには、最低限以下の情報を入れること。 (1) 選挙の概要 (2) 投票の方法、投票用紙の書き方 (3) 候補者情報、選挙公報、投開票速報を掲載した県選挙管理委員会ホームページへのリンク（告示日時点では存在していないページについては、都度リンクを作成すること。） ・インターフェースは、10代から20代の若年層を意識しつつも、幅広い年代に受け入れられるデザインとすること。

(12) 県内駅構内におけるビジョン広告

ア 実施時期	告示日から投票日まで（約10日間）
イ 実施内容	・県内の駅構内におけるビジョン広告において、選挙啓発を行うこと。
ウ その他	・最も効果的と思われる内容を提案すること。

(13) プロスポーツクラブのホーム試合等大規模集客イベントにおける啓発

ア 実施時期	投票日までの土日（１～２日間）
イ 実施内容	・ 県内のプロスポーツチームのホーム試合等の大規模集客イベントにおいて、来場者に対する選挙啓発を行うこと。
ウ その他	・ 最も効果的と思われる内容を提案すること。 ・ (4)で作成した動画を活用すること。

(14) 受託者の提案等による啓発

ア 実施内容	・ 話題性の高い広報の実施等で投票率の向上に効果があると考えられる啓発事業を１つ以上提案すること。 ・ 例えば、(9)「18歳のわたしへ」選挙メッセージ葉書の発送式や、(13)のスポーツチームとコラボした(1)のポスター等啓発物デザインなど、(1)～(13)の事業を組み合わせる実施する事業でもよいこと。 ・ キャンペーン等において配布用物品等を使用する場合はその作成も含むこと。 ・ 投票に行った者が買い物で割引を受けられる事業（いわゆる選挙割）又はこれに類する事業は、提案しないこと。
--------	---

別紙 1 啓発ポスター作成・仕分け・配布

配布先	枚数						配布方法			
	A2	B2	B1	B0	B3横	(小計)	市町村課	箇所数	委託分	箇所数
1 市町村選挙管理委員会 (小計)	2,524	1,493	348	113	0	4,478				
(1) 市町村選挙管理委員会	2,524	1,493	348	113		4,478			郵送	44
2 県関係機関等 (小計)	45	772	0	0	0	817				
(1) 県庁内各課・エレベーターホール	5	5				10	仕分け・掲示		※別途調整	-
(2) 県出先機関	40	393				433	区分箱		①県庁内各課・エレベーターホール ②警察を除いた数	-
(3) 関係機関（国機関・県出資法人等）		262				262	市町村課ほかで個別訪問			-
(4) 警察署		48				48	区分箱（県警本部）		郵送（警察本部を除く）	24
(5) 自動車学校		64				64			郵送	32
3 学校関係 (小計)	0	424	0	0	0	424				
(1) 県立高校		150				150			郵送	75
(2) 私立高校		58				58			郵送	29
(3) 大学・短大・高专		28				28			郵送	14
(4) 専修学校等		130				130			郵送	65
(5) 特別支援学校		46				46			郵送	23
(6) 中等教育学校		12				12			郵送	6
4 啓発事業（※上記以外） (小計)	504	617	15	0	900	2,036				
(1) ポスタージャック	40	15	15			70			※別途調整	-
(2) 鉄道・駅構内		100			900	1,000			※別途調整	-
(3) 主要企業	173	242				415	企業訪問		※別途調整	-
(4) 工業団地立地企業		172				172	企業訪問 （従業員500人以上企業）		郵送（従業員300～499人企業）	45
(5) 工業団地外立地企業		88				88	企業訪問 （従業員500人以上企業）		郵送（従業員300～499人企業）	18
(6) 道の駅・商業施設	291					291	企業訪問 （4,000㎡以上10,000㎡未満、10,000㎡以上）		郵送（3,000㎡以上4,000㎡未満）	51
1～4計	3,073	3,306	363	113	900	7,755				
5 県予備分 (小計)	5	5	5	5	5	25	市町村課へ納品	1	（委託分）箇所数 小計	426
合計	3,078	3,311	368	118	905	7,780				箇所数 合計 427

別紙 2 懸垂幕・横断幕の作成・掲示

1 懸垂幕及び横断幕の仕様

(1) 素材・仕様等

- ・素材はターポリン地（防災）とし、吊り付け用ロープをつけること。
- ・懸垂幕は、上下袋状にして角材を入れること。
- ・横断幕は、四隅、上辺 4 箇所、下辺 4 箇所に鳩目をつけること。
- ・掲示場所により、指定する素材等で支障がある場合は、上記に関わらず、事前に委託者の確認の上、同等品に変更することができる。

(2) サイズ及び枚数

- ・別紙 2-1 「設置場所 A（商業施設等）」及び 2-2 「設置場所 B（歩道橋等）」のとおり。
- ・懸垂幕のサイズは、上下袋状にした後の完成後のサイズである。

(3) デザイン

- ・デザインは、受託者が行い、委託者の確認を受けること。最低限以下の情報を入れること。
 - ①選挙の名称、投票日
 - ②茨城県選挙管理委員会の名称
 - ③キャッチフレーズ

2 設置場所（納入場所）

別紙 2-1 及び 2-2 のとおり。

3 業務完了後の検査

任意様式により、設置前・設置中・撤去後の状況を撮影した写真を添付し、実績報告書とともに提出すること。

別紙 2－1 設置場所 A（商業施設等）

設置数：10箇所（懸垂幕 2 枚、横断幕 8 枚）

No.	設置場所（納入場所）	設置場所	仕様	
1	水戸京成百貨店	〒310-0026 水戸市泉町1-6-1	<u>横断幕 1 枚</u>	9.0×1.0
2	イオンモール水戸内原	〒319-0394 水戸市中原町字西135	<u>横断幕1枚</u>	10.0×0.9
3	道の駅グランテラス筑西	〒308-0801 筑西市川澄1850	<u>横断幕 1 枚</u>	10.0×1.0
4	笠間ショッピングセンターポレボレシティ	〒309-1616 笠間市赤坂8	<u>横断幕 1 枚</u>	7.8×0.9
5	ニュー鹿島ショッピングタウンチェリオ	〒314-0031 鹿嶋市宮中290-1	懸垂幕 1 枚	1.3×7.55
6	常陸大宮ショッピングセンターピサーロ	〒319-2131 常陸大宮市下村田2387	懸垂幕 1 枚	1.3×8.3
7	道の駅 いたこ	〒311-2416 潮来市市前川1326-1	<u>横断幕 1 枚</u>	6.6×0.9
8	道の駅 常総	〒300-2508 常総市むすびまち1番地	<u>横断幕1枚</u>	10.0×0.9
9	茨城県境合同庁舎	〒306-0404 猿島郡境町長井戸320	<u>横断幕 1 枚</u>	10.0×0.75
10	県庁 2 階玄関ホール（内側頭上部）	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	<u>横断幕 1 枚</u>	4.0×1.0

別紙２－２ 設置場所Ｂ（歩道橋等）

設置数：15箇所（横断幕17枚、仕様：横10m×縦0.9m、境町は8×0.9）

No.	設置市町村名	設置場所（納入場所）	管理者
1	北茨城市	市道1484号線 北茨城市中郷町汐見ヶ丘8丁目（万作山橋）地先	北茨城市建設課
2	日立市	【2枚】日立停車場線 日立市幸町1丁目地内（平和町歩道橋）	高萩工事事務所道路管理課
3	ひたちなか市	国道245号 ひたちなか市国神前8417-1地先（関戸歩道橋）	常陸大宮土木事務所道路管理課
4	水戸市	水戸駅南口ペデストリアンデッキ	水戸市道路管理課
5	神栖市	国道124号 神栖市筒井地先（筒井北交差点） メロディ橋	潮来土木事務所道路管理課
6	石岡市	【2枚】県道7号石岡筑西線 石岡市杉並4丁目地内（行里川歩道橋）	土浦土木事務所道路管理課
7	美浦村	村道（美浦村受領地先） 美浦中央跨道橋（国道125号）	美浦村選挙管理委員会
8	龍ヶ崎市	県道竜ヶ崎潮来線 龍ヶ崎市川原代町4001地先（六ツ谷歩道橋）	竜ヶ崎工事事務所道路管理課
9	阿見町	阿見町役場前歩道橋	阿見町道路課
10	土浦市	国道354号 土浦市中高津一・三丁目地内 中高津歩道橋	土浦土木事務所道路管理課
11	下妻市	国道125号線 下妻市長塚地内（長塚歩道橋）	常総工事事務所道路管理課
12	古河市	【2枚】県道つくば古河線 古河市中田2239番地先（中田第2歩道橋）	境工事事務所道路管理課
13	境町	県道結城野田線 猿島郡境町旭町交差点（境町旭町歩道橋）	境工事事務所道路管理課
14	坂東市	市道 岩1級13号線 坂東市東横町地先（寺前歩道橋）	坂東市道路課

別紙３ 投票済証作成数及び配送先

市町村名	郵便番号	住所	作成数 (定時登録の6割)	【参考】R8. 6定時選 挙人名簿登録者数
1 水戸市	310-8610	水戸市中央1-4-1	30,000	223,858
2 日立市	317-8601	日立市助川町1-1-1	45,000	140,894
3 土浦市	300-8686	土浦市大和町9-1	70,500	117,437
4 古河市	306-8601	古河市長谷町38-18	69,100	115,145
5 石岡市	315-8640	石岡市石岡1-1-1	35,450	59,049
6 結城市	307-8501	結城市中央町2-3	3,000	39,752
7 龍ヶ崎市	301-8611	龍ヶ崎市3710	10,000	62,237
8 下妻市	304-8501	下妻市本城町3-13	19,950	33,250
9 常総市	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	27,900	46,452
10 常陸太田市	313-8611	常陸太田市金井町3690	24,200	40,393
11 高萩市	318-8511	高萩市本町1-100-1	13,250	22,051
12 北茨城市	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	17,050	34,050
13 笠間市	309-1792	笠間市中央3-2-1	36,950	61,574
14 取手市	302-8585	取手市寺田5139	54,200	90,260
15 牛久市	300-1292	牛久市中央3-15-1	21,100	70,288
16 つくば市	305-8555	つくば市研究学園1-1-1	20,000	202,978
17 ひたちなか市	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1	60,000	129,343
18 鹿嶋市	314-8655	鹿嶋市平井1187-1	32,500	54,141
19 潮来市	311-2493	潮来市辻626	12,000	21,994
20 守谷市	302-0198	守谷市大柏950-1	20,000	57,661
21 常陸大宮市	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6	17,000	32,465
22 那珂市	311-0192	那珂市福田1819-5	2,500	45,126
23 筑西市	308-8616	筑西市丙360	49,350	82,232
24 坂東市	306-0692	坂東市岩井4365	24,600	40,926
25 稲敷市	300-0595	稲敷市犬塚1570-1	0	30,973
26 かすみがうら市	315-8512	かすみがうら市上土田461	9,000	32,871
27 桜川市	309-1293	桜川市羽田1023	19,250	32,022
28 神栖市	314-0192	神栖市溝口4991-5	46,000	76,631
29 行方市	311-3892	行方市麻生1561-9	5,000	26,005
30 鉾田市	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	10,000	36,539
31 つくばみらい市	300-2395	つくばみらい市福田195	5,000	43,439
32 小美玉市	319-0192	小美玉市堅倉835	10,000	39,574
33 茨城町	311-3192	東茨城郡茨城町大字小堤1080	8,000	25,597
34 大洗町	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	7,500	12,494
35 城里町	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚1428-25	5,000	15,395
36 東海村	319-1192	那珂郡東海村東海3-7-1	19,050	31,732
37 大子町	319-3521	久慈郡大子町大字北田気662	100	12,729
38 美浦村	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515	7,150	11,840
39 阿見町	300-0392	稲敷郡阿見町中央1-1-1	24,750	41,240
40 河内町	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183	3,000	6,712
41 八千代町	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170	3,000	16,318
42 五霞町	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田1162-1	200	6,613
43 境町	306-0495	猿島郡境町391-1	11,650	19,372
44 利根町	300-1696	北相馬郡利根町布川841-1	5,180	12,911
市町村計			914,430	2,354,563
茨城県（委託者）	310-8555	水戸市笠原町978-6	100	
合計			914,530	

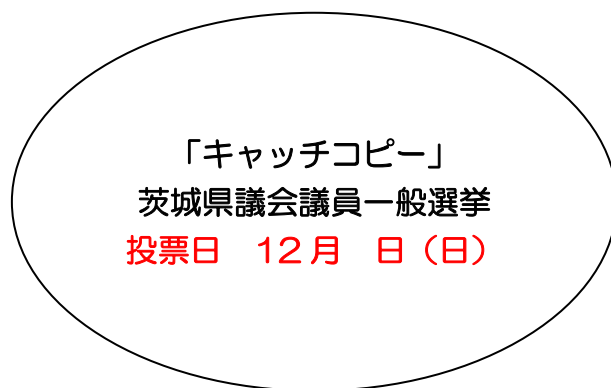
※数量は現時点の想定数であり、増減することがある。

別紙4 「18歳のわたしへ」選挙メッセージ葉書用啓発用シール

○仕様

- ・ 楕円 40 mm×25mm 程度 ミラコート
- ・ 2色刷
- ・ 11,000 枚（想定枚数）
- ・ フォントは契約後に調整

○シール原稿（案）【2色刷（赤・黒）】



別紙５ 選挙啓発用のテープ及びＣＤ

１ 吹込み原案

「別紙５－２ 啓発用テープ等吹込原案」のとおり

※アナウンス等の経験者による吹込みとし、吹込みの際には雑音等が入らないようにすること。

２ 規格・数量

(１) 規格

①記録媒体

ア) カセットテープ（繰り返し録音する）※片面 10 分以上、両面録音

イ) ＣＤ

②録音内容：別紙５－２原案のとおり

※内容は修正する場合がある。

(２) 数量

(単位：本)

	テープ	ＣＤ	計
① 前々日以前用	45	45	90
② 前日用	45	45	90
③ 当日用	45	45	90
計	135	135	270

※上記のほか、①～③の mp3 形式データを茨城県選挙管理委員会へ併せて納入すること（記録媒体問わず）。

※数量は現時点の想定数であり、増減することがある。

３ 梱包・配送先

下記納入場所 合計 45 箇所

４ 納入場所

「別紙５－３：送付先一覧表」を参照

○県内 44 市町村選挙管理委員会 ※現時点の想定数

○茨城県選挙管理委員会（総務部市町村課内）

別紙５－２ 啓発用テープ等吹込原案

① 投票日前々日以前用（12月 日～12月 日）

こちらは、選挙管理委員会です。

12月 日の日曜日は、茨城県議会議員一般選挙の投票日です。必ず投票しましょう。

「〇〇〇（キャッチフレーズ）」

（音楽5秒）

こちらは、選挙管理委員会です。

12月 日の日曜日は、茨城県議会議員一般選挙の投票日です。

当日投票に行けない方は、一部の投票所を除き毎日夜8時まで^{きじつまえ}期日前投票ができます。

必ず投票しましょう。

「〇〇〇（キャッチフレーズ）」

（音楽5秒）

② 投票日前日用（12月 日）

こちらは、選挙管理委員会です。

^{あす}明日は茨城県議会議員一般選挙の投票日です。必ず投票しましょう。

「〇〇〇（キャッチフレーズ）」

（音楽5秒）

こちらは、選挙管理委員会です。

^{あす}明日は茨城県議会議員一般選挙の投票日です。

^{あす}明日投票に行けない方は、一部の投票所を除き本日夜8時まで^{きじつまえ}期日前投票ができます。

必ず投票しましょう。

「〇〇〇（キャッチフレーズ）」

（音楽5秒）

③ 投票日用（12月 日）

こちらは、選挙管理委員会です。

本日は茨城県議会議員一般選挙の投票日です。投票はもうお済みになりましたか。

お済みでない方は、必ず投票に行きましょう。

「〇〇〇（キャッチフレーズ）」

（音楽5秒）

別紙５－３ 送付先一覧表

	市町村名	担当課	郵便番号	住所	テープ				CD			
					①	②	③	計	①	②	③	計
1	水戸市	選挙管理委員会	310-8610	水戸市中央1-4-1	1	1	1	3	1	1	1	3
2	日立市	選挙管理委員会	317-8601	日立市助川町1-1-1	1	1	1	3	1	1	1	3
3	土浦市	選挙管理委員会	300-8686	土浦市大和町9-1	1	1	1	3	1	1	1	3
4	古河市	選挙管理委員会	306-8601	古河市長谷町38-18	1	1	1	3	1	1	1	3
5	石岡市	選挙管理委員会	315-8640	石岡市石岡1-1-1	1	1	1	3	1	1	1	3
6	結城市	選挙管理委員会	307-8501	結城市中央町2-3	1	1	1	3	1	1	1	3
7	龍ヶ崎市	選挙管理委員会	301-8611	龍ヶ崎市3710	1	1	1	3	1	1	1	3
8	下妻市	選挙管理委員会	304-8501	下妻市本城町3-13	1	1	1	3	1	1	1	3
9	常総市	選挙管理委員会	303-8501	常総市水海道諏訪町3222-3	1	1	1	3	1	1	1	3
10	常陸太田市	選挙管理委員会	313-8611	常陸太田市金井町3690	1	1	1	3	1	1	1	3
11	高萩市	選挙管理委員会	318-8511	高萩市本町1-100-1	1	1	1	3	1	1	1	3
12	北茨城市	選挙管理委員会	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630	1	1	1	3	1	1	1	3
13	笠間市	選挙管理委員会	309-1792	笠間市中央3-2-1	1	1	1	3	1	1	1	3
14	取手市	選挙管理委員会	302-8585	取手市寺田5139	1	1	1	3	1	1	1	3
15	牛久市	選挙管理委員会	300-1292	牛久市中央3-15-1	1	1	1	3	1	1	1	3
16	つくば市	選挙管理委員会	305-8555	つくば市研究学園1-1-1	1	1	1	3	1	1	1	3
17	ひたちなか市	選挙管理委員会	312-8501	ひたちなか市東石川2-10-1	1	1	1	3	1	1	1	3
18	鹿嶋市	選挙管理委員会	314-8655	鹿嶋市平井1187-1	1	1	1	3	1	1	1	3
19	潮来市	選挙管理委員会	311-2493	潮来市辻626	1	1	1	3	1	1	1	3
20	守谷市	選挙管理委員会	302-0198	守谷市大柏950-1	1	1	1	3	1	1	1	3
21	常陸大宮市	選挙管理委員会	319-2292	常陸大宮市中富町3135-6	1	1	1	3	1	1	1	3
22	那珂市	選挙管理委員会	311-0192	那珂市福田1819-5	1	1	1	3	1	1	1	3
23	筑西市	選挙管理委員会	308-8616	筑西市丙360	1	1	1	3	1	1	1	3
24	坂東市	選挙管理委員会	306-0692	坂東市岩井4365	1	1	1	3	1	1	1	3
25	稲敷市	選挙管理委員会	300-0595	稲敷市犬塚1570-1	1	1	1	3	1	1	1	3
26	かすみがうら市	選挙管理委員会	315-8512	かすみがうら市上土田461	1	1	1	3	1	1	1	3
27	桜川市	選挙管理委員会	309-1293	桜川市羽田1023	1	1	1	3	1	1	1	3
28	神栖市	選挙管理委員会	314-0192	神栖市溝口4991-5	1	1	1	3	1	1	1	3
29	行方市	選挙管理委員会	311-3892	行方市麻生1561-9	1	1	1	3	1	1	1	3
30	鉾田市	選挙管理委員会	311-1592	鉾田市鉾田1444-1	1	1	1	3	1	1	1	3
31	つくばみらい市	選挙管理委員会	300-2395	つくばみらい市福田195	1	1	1	3	1	1	1	3
32	小美玉市	選挙管理委員会	319-0192	小美玉市堅倉835	1	1	1	3	1	1	1	3
33	茨城町	選挙管理委員会	311-3192	東茨城郡茨城町大字小堤1080	1	1	1	3	1	1	1	3
34	大洗町	選挙管理委員会	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	1	1	1	3	1	1	1	3
35	城里町	選挙管理委員会	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚1428-25	1	1	1	3	1	1	1	3
36	東海村	選挙管理委員会	319-1192	那珂郡東海村東海3-7-1	1	1	1	3	1	1	1	3
37	大子町	選挙管理委員会	319-3521	久慈郡大子町大字北田気662	1	1	1	3	1	1	1	3
38	美浦村	選挙管理委員会	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515	1	1	1	3	1	1	1	3
39	阿見町	選挙管理委員会	300-0392	稲敷郡阿見町中央1-1-1	1	1	1	3	1	1	1	3
40	河内町	選挙管理委員会	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183	1	1	1	3	1	1	1	3
41	八千代町	選挙管理委員会	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170	1	1	1	3	1	1	1	3
42	五霞町	選挙管理委員会	306-0392	猿島郡五霞町大字小福田1162-1	1	1	1	3	1	1	1	3
43	境町	選挙管理委員会	306-0495	猿島郡境町391-1	1	1	1	3	1	1	1	3
44	利根町	選挙管理委員会	300-1696	北相馬郡利根町布川841-1	1	1	1	3	1	1	1	3
45	茨城県	選挙管理委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	1	1	1	3	1	1	1	3
合 計					45	45	45	135	45	45	45	135

※送付するテープは、①告示日～前々日用、②前日用、③当日用の3種類とする。